



議案第三十五号

三朝町土地開発基金条例の制定について

次のとおり、三朝町土地開発基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年三月十八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町土地開発基金条例

(設置)

第一条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、三朝町土地開発基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は千五百六十八万五千円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができきる。

3 前項の規定により積み立てが行なわれたときは、基金の額は積み立て額相当額増加するものとする。

(運用)

第三条 町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

第四條 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も適当有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第五條 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することが出来る。

(運用益金の整理)

第六條 基金の運用から生ずる収益は、土地取得特別会計歳入歳出予算に計上して整理する。
(委任)

第七條 この条例で定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。